

第 8 期 雲南市農業委員会第 1 4 回総会議事録

1. 日 時 令和 6 年 8 月 2 1 日 (水) 1 3 : 3 0 ~ 1 4 : 4 5

2. 場 所 市役所 3 階 3 0 1 会議室

3. 出席委員 (1 6 名)

4. 欠席委員 (3 名)

5. 事務局又は説明者

6. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 諸報告

日程第 3 議案の上程

- ・ 議第 9 4 号 農地法第 2 条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・ 議第 9 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- ・ 議第 9 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- ・ 議第 9 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- ・ 議第 9 8 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について
- ・ 議第 9 9 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 傍 聴 1 名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	時間が参りましたので、委員の皆様はご起立ください。
議 長	一同ご礼。ご着席ください。これより先は、会長には総会の議長をお願いいたします。 ただ今の出席委員は、16名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第14回総会を開会いたします。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。
議 長	日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により9番委員、10番委員を指名いたします。
議 長 事務局	日程第2、諸報告を行います。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について報告並びに説明】 ・合意解約届（農地法第18条第6項通知）の受理について ・田畑転換届の受理について ・農地法第3条の3の規定による届出書の受理について ・会議等の報告事項 ・会議等の予定
議 長	諸報告の説明が終わりました。諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願いいたします。なお、発言をされる委員は議席番号を告げられてから発言をお願いいたします。質問はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、以上で諸報告を終わります。
議 長	日程第3、議案の上程を行います。 それでは最初に、議第94号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書6ページ、議第94号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について説明します。7ページをご覧ください。図面については別添1ページから掲載しています。 番号1番、〇〇町〇〇、地目は田1筆で、関係者は1名、合計面積は1,023㎡です。令和6年8月1日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。 番号2番から20番、〇〇町〇〇で、地目は田18筆、畑1筆、合計19筆で、関係者は3名、合計面積は14,129㎡です。令和6年8月1日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。 番号21番、〇〇町〇〇、地目は畑1筆で、関係者は1名、合計面積は79㎡です。令和6年7月29日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。 番号22番、〇〇町〇〇、地目は畑1筆で、関係者は1名、合計面積は218㎡です。令和6年7月30日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。 今回の合計面積は田15,096㎡、畑353㎡、合計15,449㎡です。非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	によって長期間耕作放棄し、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。 以上、説明といたしますので、ご審議の程をよろしくお願いします。 ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願いします。 (補足説明なし)
議 長	議第94号についての説明を終わります。 次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。 お諮りいたします。議第94号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第94号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
議 長	次に議第95号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書9ページ、議第95号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は6件の申請が出ております。議案書10ページをご覧ください。図面資料は7ページからです。 申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は247㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は、譲受人の要望により譲り渡す。譲り受けの申請事由は、申請地を譲り受け、耕作を行う。ということです。申請地は譲受人の自宅横の農地であり、以前から譲受人の父が耕作していました。所有権移転後は譲受人本人が同様に耕作していくとのことです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。 申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は1,004㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は、体調不良により管理が困難であるため譲り渡す。譲り受けの申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を行う。ということです。現在、申請地は地元の農事組合法人が借り受けて耕作をしています。譲受人はその法人の組合員であるため、所有権取得後もそのまま法人に貸し付けて、他の農地とともに法人として耕作をしていくとのことです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。 申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は497㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は、以前より譲受人に耕作してもらっていたため譲り渡す。譲り受けの申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を主宰する。ということです。申請地は譲受

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 議 長 15番 議 長 15番 事務局 15番	人の自宅に隣接する農地で、以前から譲受人が耕作をしていました。申請人らは親戚関係であるため無償で譲渡するとのこと。確認委員は議案書のとおりで。 申請番号4番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は1,085㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりで。譲り渡しの申請事由は遠方に居住しており、耕作が困難である。譲り受けの申請事由は空き家とともに申請地を譲り受け、耕作を行う。ということです。今回、空き家へは単身で移住されます。農作業経験は実家で稲作を手伝っているということですが、今回の申請地は畑にして自家消費用の野菜を栽培したいとのこと。畑にすることに関しては既に地元の方々や推進委員の了承を得ておられます。農機具については所有の管理機を用いるとのこと。土地代、確認委員は議案書のとおりで。 申請番号5番、〇〇町〇〇の4筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は852㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりで。譲り渡しの申請事由は、遠方に居住しており耕作が困難である。譲り受けの申請事由は空き家とともに申請地を譲り受け、耕作を行う。ということです。申請地は空き家に隣接する農地で、市外で経営している飲食店で提供するお茶を栽培したいとのこと。栽培作業については〇〇県のカ茶農家で作業経験があり、その経験を活かして出来るだけ手作業でやっていきたいとのこと。確認委員は議案書のとおりで。 申請番号6番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は70㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりで。譲り渡しの申請事由は、遠方に居住しており耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受け、耕作を行う。ということです。申請地は譲受人所有の畑に隣接しており、一体的に耕作、管理を行うとのこと。確認委員は議案書のとおりで。 以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について、効率的に利用できるものと見込まれます。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上について、ご審議よろしく申し上げます。 ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願いします。（補足説明なし） 無いようですので、議第95号についての説明を終わります。 次に、質疑はございませんか。 はい。 はい、どうぞ。 15番です。申請番号6番の70㎡は無償移転となっていますが、その理由が分かれば教えていただきたい。 申請番号6番につきましては、譲渡人の方から譲受人にもらってほしいをお願いをしていることから、お願いしている立場でお金をもらうことは出来ないということで、無償にされたようです。 分かりました。質問したのは、これから耕作が難しい場合に無償でも誰かに耕作してほしいという話が出てくるのではないかと思います、そういう件数などからわかってくると思

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	いましてので、確認させてもらいました。 他に質疑はありませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。 お諮りいたします。議第 9 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第 9 5 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
議 長	次に、議第 9 6 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 1 3 ページ、議第 9 6 号農地法第 4 条の規定による許可申請について説明します。今月は 5 件の申請が出ております。議案書 1 4 ページをご覧ください。図面については 2 0 ページからです。 申請番号 1 番、〇〇町〇〇の 1 筆です。地目は議案書のとおりで、申請面積は 5 6 m²です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び転用理由は、既存住宅及び新築住宅への進入路及び庭の一部として利用したい。とのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断いたしました。許可条項は農地法第 4 条第 6 項第 2 号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより、転用目的を達成することができる場合に該当しないため、代替性なしであると考えます。 申請番号 2 番、〇〇町〇〇の 2 筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は 2 1 m²です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び転用理由は、墓地及び管理地で、現在の墓地が遠方で坂道もあり、申請地に墓地を移転したい。とのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号 1 番と同じです。 申請番号 3 番、〇〇町〇〇の 1 筆です。地目は議案書のとおりで、申請面積は 1, 0 3 2 m²です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び転用理由ですが、農業用施設 4 棟、農業用物置 2 棟を整備されるものです。始末書が提出されており、平成 9 年に農産物の販売施設を建設し、その後、平成 1 6 年までの間、農産物の乾燥場や農機具小屋など複数の農業用施設を建設してきました。本来、その都度、手続きが必要でしたが怠っていた。とのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、過去に土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第 1 種農地と判断いたしました。転用の許可条項は、施行令第 4 条第 1 項第 2 号イに規定する、申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供する場合、に該当する場合の農業用施設と考えます。 申請番号 4 番、〇〇町〇〇の 4 筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は 8 0 7. 0 2

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 8 番 議 長 8 番 議 長 5 番 議 長	m²です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び転用理由は、申請地を貸駐車場、26台分として利用したい。とのことです。始末書が提出されており、昭和64年頃までは、先代により耕作していたと思われます。その後、平成22年頃からは、市街化区域内ということもあり、手続きなく駐車場等として利用してきており申し訳なく思っている。とのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、都市計画区域内の近隣商業地域に指定されており、都市計画法第9条に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は、原則転用可能となります。 申請番号5番、〇〇町〇〇の2筆です。地目は議案書のとおりで、申請面積は353.91m²です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び転用理由は、申請地を車庫、庭、物置等として利用したい。また、墓地が遠方にあり、併せて移設したい。とのことです。始末書が提出されており、令和2年に物置と物干し場を整備しましたが、その時点で手続きが必要でしたが怠っていました。今回墓地の経営許可申請に合わせ転用したい。とのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番、2番と同じです。 なお、申請番号3番については、第1種農地であることから、島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となりますので、この案件については本日許可相当と決定いただいた場合、常設審議委員会で許可妥当の決定後に会長専決により許可となります。 以上、ご報告いたしますので、ご審議の程をよろしく願います。 ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば願います。はい。 はい、どうぞ。 8番です。申請番号3番について補足説明します。先般、申請人のところへ聞き取り調査に行きましたので報告します。申請することになった経過は、水田をコンビニ店舗として賃貸しすることとなり、従来から直売所等で利用していた部分を分筆し、今回、農地法第4条の申請をすることとなった。転用目的は元直売所、作業場、機械格納庫です。平成9年から行っていたということです。申請人自ら実施していたものです。県の支援事業を利用して、この地域では初めての直売所を開設した。その後、ライスセンター等を整備し拡大していったということです。月刊家の光でも紹介されています。直売所を開設するにあたり、当時の元〇〇町へ相談したところ、建物の基礎工事はしないように指導され、掘立小屋として建築し、スタートしたものであります。始末書が出ておりますので読み上げます。この度の農地法許可申請にあたり申し上げます。申請地を既に農業用施設として利用している状況です。平成9年に県の農山漁村女性・高齢者生産活動支援事業の補助金により、野菜等の販売施設として建設を行いました。その後、平成16年頃にわたって複数の施設の建設を行ったものです。農地法に対する知識が不足していたため、その手続きを行わず現在に至りました。現在の状況を整理し、関係者の方々にご迷惑とならないようにしたいと考えておりますので、農地転用の許可をしていただきますようお願い申し上げます。ということです。ご審議のほどよろしく願います。 他に補足説明はありませんか。 はい。 はい、どうぞ。

発信者	議 事 録 要 旨
5 番	5 番です。申請番号 5 番、図面が 3 3 ページから 3 5 ページになります。聞き取り調査を行っております。申請することになった経過は、元々は墓地を分筆して移設したいということから始まり、その時点で無断転用していることがわかったというものです。転用の目的は車庫、庭、物置として利用し、分筆して墓地を移設したいということになります。使用していたのは令和 2 年からで、申請者の父親が当時建設されたようです。元々の墓地が図面上には載っていませんが、墓地を移設したいということです。なお、始末書が出ていますので読み上げます。元々乗用車と農機具を収めるスペースが不足していたことから、利便性の良い申請地に物置と物干場を一緒に建築したものです。建築したのは令和 2 年ですが、簡易な構造のものであることから、農地法の手続きが必要との認識に至りませんでした。今般、墓地移設の候補地として申請地の調査を行ったところ、農地法の手続きが必要であることが分かりましたので、改めて転用許可申請を行わせて頂きたいと存じます。農地転用手続きを得ずに転用していましたことにつきお詫び申し上げます。この度のこと、反省すると同時に今後このようなことがないよう留意致します。という始末書です。以上ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長 2 番	他に補足説明はありませんか。 はい。
議 長 2 番	はい、どうぞ。 2 番です。申請番号 4 番について、3 番委員が聞き取り調査をされておりますが、本日欠席でありますので、代わりに報告いたします。先ず申請することになった経過ですが、周囲に事業所が増えて、駐車場として貸し出してほしいという要望が出てきた。転用目的は貸駐車場として使いたい。いつから使用していたのかは、令和 2 年頃より駐車場として何回か貸し出していた。選定された場所の特性ですが、周囲は道路が整備されており、隣接農地も無く影響がないと思われます。地図では 3 0 ページ、〇〇の向かい側で国道沿いの交差点のところになります。駐車場の要望が多いところ。特にこの土地は、排水、側溝等も整備されており問題はありません。始末書が出ておりますので説明します。長年、地目変更登記もせずに現在に至っております。近年、事業所が増え、職員駐車場が不足する事態となり、事業者の方も職員駐車場確保に苦労されております。そのために雑種地を駐車場に地目変更して、事業者の要望に応えたいと思います。大変ご迷惑をお掛け致しますが、関係者の皆様によりしくお願い申し上げます。ということです。ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	他に補足説明はありませんか。 (補足説明なし)
議 長	無いようですので、議第 9 6 号についての説明を終わります。 次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。 お諮りいたします。議第 9 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、はじめに

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	本案件のうち、申請番号１番と２番及び申請番号４番と５番を申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異義なしの声あり) 異義なしと認めます。よって、議第９６号農地法第４条の規定による許可申請について、申請番号１番と２番及び申請番号４番と５番の案件を申請のとおり許可することに決定をいたしました。 次に、本案件のうち申請番号３番は、島根県農業会議設置の常設審議委員会への諮問による意見聴取が必要となる案件であります。よって、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。 (異義なしの声あり)
議 長	異義なしと認めます。よって、議第９６号農地法第４条の規定による許可申請について、申請番号３番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議設置の常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可の決定をいたします。
議 長	次に、議第９７号農地法第５条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書１６ページ、議第９７号農地法第５条の規定による許可申請について説明します。今月は６件の申請が出ております。議案書１７ページをご覧ください。図面については３６ページからです。 申請番号１番、〇〇町〇〇の１筆で、申請面積は３５２㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は使用貸借で、貸付人、借受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが、現在の住まいが手狭となったため、申請地を借り受け、住宅を建築したい。とのことです。農用地区域外で、確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であることから第２種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第５条第２項第２号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより転用目的を達成することができる場合に該当しないため、代替性なしであると考えます。 申請番号２番、〇〇町〇〇の１筆で、申請面積は６１８㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は使用貸借で、貸付人、借受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが、土木業を営んでおり、申請地を資機材置場として使用したい。とのこと。始末書が提出されており、平成１０年に資材置場として１０年間の使用貸借の許可を得ていましたが、期間満了後も手続きをしないまま使用してきた。とのこと。農用地区域外で、確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、過去に土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第１種農地と判断いたしました。転用の許可条項は、農地法施行規則第３３条第１項第４号に規定する、住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する場合の集落接続と考えます。 申請番号３番、〇〇町〇〇の２筆で、申請面積は２，７４４㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は賃貸借で、貸付人、借受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由

発信者	議 事 録 要 旨
	ですが、申請地にコンビニエンスストアを建設し、経営したい。とのことです。農用地区域外で、土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、過去に土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。転用の許可条項は、農地法施行規則第35条第4号イに規定する、流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、一般国道又は都道府県道の沿道の区域内に設置されるものに該当する場合の休憩所と考えます。また、この休憩所ですが、農地法の運用通知においてコンビニエンスストア及びその駐車場については、主要な道路の沿道において、周辺に自動車の運転者が休憩のため利用することができる施設が少ない場合には、駐車場及びトイレを備え、休憩のための座席等を有する空間を備えているコンビニエンスストア及びその駐車場が自動車の運転者の休憩所と同様の役割を果たしていることを踏まえ、当該施設はこれらに類する施設に該当するものとして取り扱って差し支えないと規定されています。 申請番号4番、〇〇町〇〇の2筆で、申請面積は1,550㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが、申請地を取得し、特定建築条件付売買予定地6区画を整備されます。6棟の延床面積は470.88㎡を予定されております。この特定建築条件付売買ですが、転用事業者が、自己の責任において土地の造成と住宅建築を一体的に行い、かつ、その土地と住宅を一体として販売する形式となります。つまりは造成だけでなく、建築も含めて達成していただくことになります。建売建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領に基づき、許可に必要な要件が3つあります。その内容ですが、土地購入希望者は概ね3か月以内に転用事業者の指定する建設業者と建築請負契約を締結すること、もし締結されなかった場合は土地売買契約が無効になること、このことが契約書に明記されていることについては、提出された契約書案及び申請書の記載で確認いたしました。事業計画期間内に売れ残った区画が出た場合、転用事業者が自ら住宅を建築することについては確約書と、全ての区画に住宅を建てられるだけの資力があることを証明することが義務付けられており、今回の事業者からは銀行の融資証明が提出されております。以上のことから、申請に係る3要件は満たしていると判断いたしました。農用地区域外で、土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。 申請番号5番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は62㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが、神社境内への進入路として使用したい。とのことです。始末書が提出されており、平成10年頃から進入路として利用してきた。今回の贈与にあたり、無断転用であることが判明した。とのことです。農用地区域外で、土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番、4番と同じです。 申請番号6番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は14㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが、会社の駐車場として使用したい。とのことです。農用地区域外で、土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番、4番、5番と同じです。 なお、申請番号2番及び3番については、第1種農地であることから、島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となりますので、この案件については本日許可相当と決定

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 10番 議 長 10番	いただいた場合、常設審議委員会での許可妥当の決定後に会長専決により許可となります。 以上、説明といたしますので、ご審議の程をよろしくお願いします。 ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願いします。 はい。 はい、どうぞ。 10番です。申請番号2番について説明します。この会社は信号機とか街灯等の道路に関係する資材の設置を行っておられる会社で、この場所を資材置き場として利用したいということでした。今回、申請することになった経緯ですが、隣の宅地〇〇町〇〇 △△ー△との境界が分からなくなり、土地家屋調査士に調査してもらったところ、〇〇町〇〇 ▲▲ー▲は農地であると指摘があり、不審に思い農業委員会事務局へ問い合わせたところ、平成10年に10年間使用貸借する内容で農地法第5条の許可が出ていたとのことで、今は切れている状態ですので、改めて申請することになったということです。転用目的ですが、資材置き場、残土置き場、駐機場ということでした。いつから使用していたのかは、許可の期限が過ぎた平成20年より使用していたということです。誰がということは、亡くなりましたが会社の前代表の時に設定されたようです。その場所に選定された地域の特性は、会社から近いうえに、別の資材置き場も近いところにあるからということが選定された理由です。会社の代表者から転用手続きを得ずに転用していたことについて、お詫び申し上げ、今後このようなことがないように留意します。と始末書が提出されております。以上ご審議をお願いします。
議 長 11番 議 長 11番	他に補足説明はありませんか。 はい。 はい、どうぞ。 11番です。申請番号5番について補足説明します。譲渡人の親はこの神社の元宮司をされており、譲受人もこの神社の代表であり宮司をされています。申請することになった経過は、所有者が神社に寄付する手続きを行う際に、この該当する土地が農地であったため、許可申請の必要性を認識したということです。転用目的は境内への進入路ということで、社務所を25年前に造られ、その時に車が通れる進入路を作ったということで、25年前から転用していたということです。十分に農地法について認識していなかったということです。ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長 8番 議 長 8番	他に補足説明はありませんか。 はい。 はい、どうぞ。 8番です。申請番号3番について1,000㎡を超えるものですので補足説明をいたします。図面の44ページをご覧ください。囲んである2筆は現在水稻が栽培されています。その下の田んぼは農事組合法人が作付けしています。これらの田んぼは図面左側の用水路から取水をして、右側にある宇治川に排水している状況です。今回、南側に水田がありますが、この2筆を埋め立てても下の方にある田んぼの取水と排水の影響はないということを確認しております。以上ご審議をお願いします。
議 長	他に補足説明はありませんか。 (補足説明なし)

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	無いようですので、議第97号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。
議 長	(無しの声あり) 質疑を終わります。
議 長	次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。
議 長	お諮りいたします。議第97号 農地法第5条の規定による許可申請について、はじめに本案件のうち、申請番号1番及び申請番号4番から6番の案件を申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第97号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号1番及び申請番号4番から6番の案件を申請のとおり許可することに決定をいたしました。次に、本案件のうち申請番号2番と3番は、島根県農業会議設置の常設審議委員会への諮問による意見聴取が必要となる案件であります。よって、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第97号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号2番と3番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議設置の常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可の決定をいたします。
議 長	次に、議第98号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書19ページ議第98号農地転用の事業計画変更承認申請について説明します。議案書20ページをご覧ください。図面については55ページからです。 申請番号1番と2番は、申請地が隣接しており、土地所有者（譲渡人）が同一人であることから併せて説明します。なお、事業計画者の関係会社であり、申請番号1番の事業者は、申請番号2番の申請者から分社されています。 申請地は〇〇町〇〇地内の、合わせて7筆となり、いずれも太陽光発電施設にするという目的で、令和5年8月10日付、雲農委指令第23-5号の18号、19号でそれぞれ許可が出されています。今回、土地所有者と事業計画者間で地上権契約期間の延長をされたことから、当初許可していた許可地上権設定の期間を20年から40年にするとのことで、その事業計画の変更として申請されるものです。合わせて、太陽光発電に係る資材調達の遅れがあり、当初は整備期間が令和7年8月31日までだったものが令和8年8月31日へと変更になっています。確認委員は議案書のとおりです。 以上について、ご審議の程をよろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、事務局より説明しましたが担当区域の委員で補足説明があればお願いします。 (補足説明なし)
議 長	無いようですので、議第98号についての説明を終わります。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり) 質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。 お諮りいたします。議第98号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請については、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第98号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請については、申請のとおり承認することに決定をいたしました。
議 長	次に、議第99号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	【別途参考資料の農地中間管理事業の特例事業（農地売買等事業）の概要について説明】 議案書21ページです。議第99号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、をご説明いたします。議案書22ページをご覧ください。今回は設定件数14件、内訳は〇〇町1件、〇〇町11件、〇〇町2件です。また、借り受け戸数は5戸となっております。なお、25ページからは一括方式による農地中間管理機構からの転貸となっております。今月は所有権の移転がございますので、ご説明いたします。23ページの所有権移転総括表をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第5条第3項の規定により、県が指定する農地中間管理機構である公益財団法人しまね農業振興公社は、農地を出し手農家から買い入れ、中間保有した後、担い手である受け手農家へ売り渡します。この事業を活用して所有権移転を行うと、農地の出し手、受け手ともに税制上の優遇措置を受けることができ、担い手への集積が効率的に促進されます。対象農地については33ページをご覧ください。今月の所有権移転の合計は2筆、2,951㎡です。 この全ての計画は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。
議 長	以上について、ご審議の程をよろしく願います。 ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。あの時計で、14時40分まで、暫時休憩としますので、ご協議をよろしく願います。 (休憩)
議 長	会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。初めに〇〇町から願います。
10番	はい。
議 長	はい、どうぞ。
10番	10番です。利用権設定の申請番号1番です。今年新規就農された方で、経営的に畑作をやっておられ問題ないと判断しました。それから、事務局から説明がありました所有権移転のものです。公社から譲り受けられる方は農地の隣の方で、以前からここを耕作さ

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 2 番 事務局 2 番	れており、直売所に出したり、農協へ出荷したり意欲的に取り組んでおられますので、問題ないと判断しました。 はい、ありがとうございました。次に、〇〇町お願いします。 はい。 はい、どうぞ。 2 番です。利用権設定の申請番号 2 番ですが、圃場整備が終わる以前から設定を受ける方が耕作されておりましたが、圃場整備が完了した機会に、新たに利用権設定をしてからやるということで、新規ではありますが以前から耕作はされておりますので問題ありません。一括方式の 10 件ですが、これについては受け手の農事組合法人が新たに出来まして、それまでは営農組合でやっておられましたが法人化され、この機会に農地を集積するというものです。
議 長 13 番	はい、ありがとうございました。次に、〇〇町お願いします。 はい。
議 長 13 番	はい、どうぞ。 13 番です。一括方式の申請番号 10 番ですが、再設定でもありますし、社会福祉法人が野菜を作っておられますので、問題ないと判断しました。
議 長	はい、ありがとうございました。 ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。 お諮りいたします。議第 99 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第 99 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。
議 長 事務局	以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。 皆様ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。 (14:45 終了)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____